

公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程

平成24年3月28日

規程第126号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）の教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教員 法人の任用する専任の准教授、講師、助教及び助手をいう。
- 二 任期 法人と教員との労働契約において定められる期間であつて、引き続き労働契約が締結される場合を除き、満了により退職することとなるものをいう。
- 三 初任 教員の初めての任用をいう。
- 四 再任 労働契約の満了時に、新たに労働契約が締結され引き続き行われる任用をいう。
- 五 初任契約 法人と教員との初任の労働契約をいう。
- 六 再任契約 法人と教員との再任の労働契約をいう。
- 七 教員人事委員会 公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「規則」という。）第35条第1項に規定する教員人事委員会をいう。
- 八 審査 法人が再任契約の可否の判断に際して行う教員の教育研究等に係る実績等の評価をいう。

(適用教員)

第3条 この規程は、宮城大学の学群、基盤教育群及び大学院研究科の主たる教育を担当する教員並びに規則第39条第1項に規定する研究推進・地域未来共創センターに所属する教員に適用する。

(適用対象外教員)

第4条 この規程は、次に掲げる教員には適用しない。

- 一 寄附講座、外部研究資金、外部との人事交流等又は法人と外部機関との協定若しくは約定により任用する教員
- 二 一時的に任用する教員
- 三 その他この規程を適用しないことが特に必要と認める教員

(初任の任期)

第5条 教員の初任の任期は、4年とする。

- 2 前項の教員は、初任契約時から満4年を経る前に、法人が実施する再任の審査を受けるものとする。
- 3 前項の再任の審査では、再任の可否について審査する。
- 4 法人は、第2項の再任の審査で再任可とされた教員について、理事会の議を経た上で、再任契約を締結する。

(再任の任期)

第6条 教員の再任の任期は、5年とする。

第4編 人事労務 教員の任期規程

- 2 前項の教員は、再任契約時から満5年を経る前に、法人が実施する再任の審査を受けるものとする。
- 3 前項の再任の審査では、再任の可否について審査する。
- 4 法人は、第2項の再任の審査で再任可とされた教員について、理事会の議を経た上で、再任契約を締結する。
- 5 前項の再任契約を締結した教員の労働契約は、定年退職まで任期の定めのないものとする。

(審査の機関、時期等)

第7条 第5条第2項及び前条第2項に規定する再任の審査(以下「再任審査」という。)は、教員人事委員会が行う。

- 2 再任審査は、再任を希望する教員(以下「再任希望教員」という。)について行う。
- 3 再任審査は、再任希望教員の任期が満了する日のおおむね1年前に開始するものとする。
- 4 再任審査結果は、理事会の議を経て、再任希望教員の任期満了日の6月前までに、当該再任希望教員に通知するものとする。
- 5 前項の場合において、事実確認等のため不測の時間を要するなどやむを得ない事情があるときは、当該満了の日の4月前までに通知することができる。この場合においては、あらかじめ当該再任希望教員にその旨を通知するものとする。

(審査基準)

第8条 再任審査は、再任希望教員の任期期間中における次に掲げる事項の実績等について総合的に行う。

- 一 教育
 - 二 研究
 - 三 地域・社会貢献
 - 四 大学運営
 - 五 勤務状況等当該教員の活動内容等
- 2 再任審査の基準は、別に定める。

(審査の方法)

第9条 再任審査は、再任希望教員ごとに書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の書類審査に当たっては、再任希望教員は次に掲げる書類を、事前に教員人事委員会に提出しなければならない。
 - 一 個人調書
 - 二 教育研究業績書

(昇任の特例)

第10条 教授に昇任した者の労働契約は、昇任時に定年退職まで任期の定めのないものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員の任期、再任審査等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

(施行)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(適用除外)
- 2 公立大学法人宮城大学教員のテニユア・トラック制への移行に関する規程(平成22年3月31日規程第102号。以下「移行規程」という。)第3条第2項に規定する移行教員(以下「移行教員」という。)とならなかった者については、この規程を適用しない。
- 3 移行規程第7条の規定によりテニユア取得教員とみなされている者及び移行規程第8条及び第9条の規定によりテニユア審査に合格した者は、その職位の変更にかかわらず定年退職まで任期の定めのない労働契約とする。
(経過措置)
- 4 移行教員の任期は、移行規程第6条に規定する在任期間を承継するものとする。
- 5 移行教員が第6条の規定による再任審査に合格したときの労働契約は、その職位の変更にかかわらず定年退職まで任期の定めのないものとする。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(学部に係る経過措置)
- 2 この規程の施行の日から学部在籍する者が当該学部在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程第3条の規定の適用については、「学群」とあるのは、「学群、学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H29.9.13 第126回理事会)

(施行)

- 1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。
(適用)
- 2 この規程は、この規程の施行日以降に実施する再任審査に適用する。

附 則 (H31.3.27 第148回理事会)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (R7.3.26 第221回理事会)

(施行)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(適用)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)に教授の職にある者(改正前の公立大学法人宮城大学教員の任期に関する規程第6条第4項の再任契約を締結した者を除く。)の労働契約は、施行日から1月以内に当該者から申出があった場合に限り、申出があった日に定年退職まで任期の定めのないものとする。
- 3 施行日前に募集を開始した公募に応募し、施行日後に教授に任用された者の労働契約は、任用後1月以内に当該者から申出があった場合に限り、申出があった日に定年退職まで任期の定めのないものとする。
- 4 施行日前に任用された教員又は施行日前に募集を開始した公募に応募し、施行日後に任用された教員で、施行日後に教授に昇任したのものについては、昇任の前日までに当該者から申出があった場合に限り、第10条の規定を適用する。
- 5 前3項の申出を行わなかった者の任期及び再任の取扱いについては、なお従前の例による。